

# 同窓会会則

## 第1章 名称および目的

第1条 この会は、高知学芸高等学校同窓会と称する。

第2条 この会の本部を高知学芸高等学校のなかに置き、その他適当と認める所に支部を置く。

第3条 この会は、会員相互の親睦と各自の向上発展をはかり、あわせて母校の発展に貢献することを目的とする。

## 第2章 会員と会費

第4条 この会の会員は次の3項に当たる者とする。

- (1) 高知学芸高等学校を卒業した者を正会員とする。
- (2) 母校の縁故者であって、この会の総会で推薦された者、および母校教職員は、特別会員とする。
- (3) 併設学芸中学校を卒業し学芸高等学校へ進学しなかった者、学芸高等学校中途退学者及び転校者、及び母校在学中に死亡した者で本人の親類より入会希望する者で役員会の承認を得た者を準会員とする。準会員は、希望により、同窓会名簿に記載される。

第5条 正会員は、卒業時に基本金を納入しなければならない。納入額は総会において決定する。

## 第3章 役員

第6条 この会に次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 若干名
- (4) 校内幹事 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 会計監査 1名
- (7) 常任幹事 若干名
- (8) 幹事 各期・各職場・各支部・クラブOB会
- (9) 顧問 若干名

第7条 役員は次の方法によって決定する。

- (1) 名誉会長には母校の校長を当てる。
- (2) 会長、副会長、校内幹事、会計、会計監査は総会で正会員の中から選出する。ただし、校内幹事は、高知学芸高等学校教職員の中から選出する。
- (3) 常任幹事、幹事は会長の委嘱による。
- (4) 顧問は会長が委嘱する。

第8条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあったときは、会長代理をつとめる。

校内幹事は、この会の事務を行なう。

会計は、この会に関する経理を担当する。

会計監査は、この会の経理を監査する。

常任幹事、幹事は、会長の委嘱により、この会の事務を行なう。

顧問は、この会に関する諸事項について必要あるとき会長から相談を受ける。

第9条 母校在職者以外の役員の任期は2か年とする。ただし、重任を妨げない。

欠員補充のために就任した役員の任期は前任者の残りの期間とする。

#### 第4章 総会及び役員会

第10章 この会の総会は会長の召集によって毎年1回夏に行ない、次の諸事項について審議する。総会の議長は、会長をもって充てる。

(1) 事業計画及び事業報告

(2) 会計報告

(3) 役員の決定

(4) その他の重要事項

第11条 総会の議決は、出席会員の三分の二以上の同意を必要とする。

第12条 会長は、必要と認めたとき役員を招集し、必要な諸事項について審議する。

第13条 役員会は、会長、副会長、校内幹事、会計、会計監査、常任幹事及び幹事、顧問で組織する。

第14条 役員会が必要と認めたとき、会長は臨時総会を招集する。

#### 第5章 会則の改正

第15条 この会則は総会の出席会員の三分の二以上の同意によって改正することができる。

#### 補則

第16条 この会則は2024年8月3日から施行する。

(以上)

1960. 3. 1

改正 1962. 8. 26

改正 1964. 5

改正 1964. 7. 18

改正 1967. 8. 20

改正 1991. 8. 4

改正 1995. 8. 12

改正 1996. 8. 3

改正 1998. 8. 1

改正 2003. 8. 2

改正 2004. 8. 7

改正 2015. 8. 1

改正 2024. 8. 3